

○校則(生活のきまり)について

かめやましりつひるおしょうがっこう
亀山市立昼生小学校

① 服装について

- ・学校生活にふさわしい服装を着る。
- ・体育は体操服で行う。
- ・体操服で登下校をしてもよい。ただし、原則として体育の授業後は着替えることとする。午後の最後の授業が体育の場合やクラブ活動の場合は、着替えずに体操服のまま下校してもよい。その他、特別な場合は学校の指示に従うこととする。
- ・運動会では、体操服、縦割り班帽子、各競技に必要な服装を着る。
- ・体育の水泳では、原則として男女とも紺色・黒色のスクール水着(ライン程度はよい)を着用する。
- ・ラッシュガードの着用は自由とする。(色は紺色や黒色、フード付きは不可)
- ・水泳用マスクがある場合は、必要に応じて着用しても構わない。
- ・冬の体育では、手袋、上着、ネックウォーマー、インナーは着用しても構わない。ただし、持久走時は上着は脱ぎ、インナーについてはきちんと着替える。また、マフラーは禁止とする。
- ・冬の防寒については、基本は外用の上着を脱ぐが、寒いときは着てもよい。
- ・卒業式では、外用の上着は着用しない。寒さにそなえて、下にしっかりと着込む。動くとき、シャカシャカと音のしがちな素材の服は避ける。
- ・修学旅行では、動きやすい服装、帽子、運動ぐつを着用する。

② 頭髪について

- ・特にきまりはありません。

③ 持ち物について

- ・学校に必要なものを持ってこない。
- ・筆箱の中身
<低学年>えんぴつ6本(2BかB)、赤えんぴつ、消しゴム、直定規、名前ペン
<中・高学年>低学年+青えんぴつ
- ・ざぶとんは持ってきてもよい。ただし、ひもやゴムをつけ、椅子に固定できるようにする。
- ・ひざ掛けは持ってこない。
- ・カイロは持ってきてもよい。ただし、学校では出さず、持ち帰って捨てる。
- ・薬用のクリーム、リップ、薬、日焼け止め、冷却用の首巻などについては、必要であるときは職員に申し出る。
- ・携帯電話・スマートフォンの所持は原則禁止とする。保護者からの申請があり学校長が許可する場合は可とする。
- ・修学旅行では、携帯電話・カメラの所持は禁止する。

④ その他

水泳カードについて

- ・水泳のある朝は、ご家庭で必ず体温を測り、児童の健康状態をよく確かめ、許可承認印(認印)を押して持たせてください。(手書きサインは不可とします。)